

周南市 農業物価高騰対応支援補助金

燃料費や肥料価格の高騰の影響を受ける担い手農家に対し、収益性の向上に資する農業機械や設備の導入を支援します。

この補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

補助 対象者

市内に居住し（法人の場合、市内に事業所が所在）かつ
市内で営農する認定農業者、認定新規就農者、農業法人。

対象 事業

- ★ 対象となる農業機械や設備（次の①又は②）。
 - ① 省エネや肥料使用量等の低減につながるもの。
 - ② 効率化につながるもの。



- ★ 次の要件をすべて満たすこと。

- ① 令和8年3月1日から令和9年2月28日までに納品・支払できる。
- ② 1品（一式）あたり50万円以上（税抜）の新品のもの。
- ③ 1事業者あたり1品（一式）。

対象の例：省エネタイプの大型トラクターへ買換え、ハウスの環境制御システム導入、ロボット草刈機新規導入

対象外の例：トラック等の車両、バックホー等の土木機械、パソコン等の汎用性ある機器、井戸等の汎用性ある設備、ビニールハウス本体とその資材

手続 方法

**令和8年3月27日(金)必着で、
事前相談票をご提出**ください。

補助事業のながれは裏面をご覧ください。

補助 内容

補助率 2/3以内

補助金の上限額 300万円

※申請多数の場合、補助率および補助上限額を変更することがあります。

お問合せ・お申込先

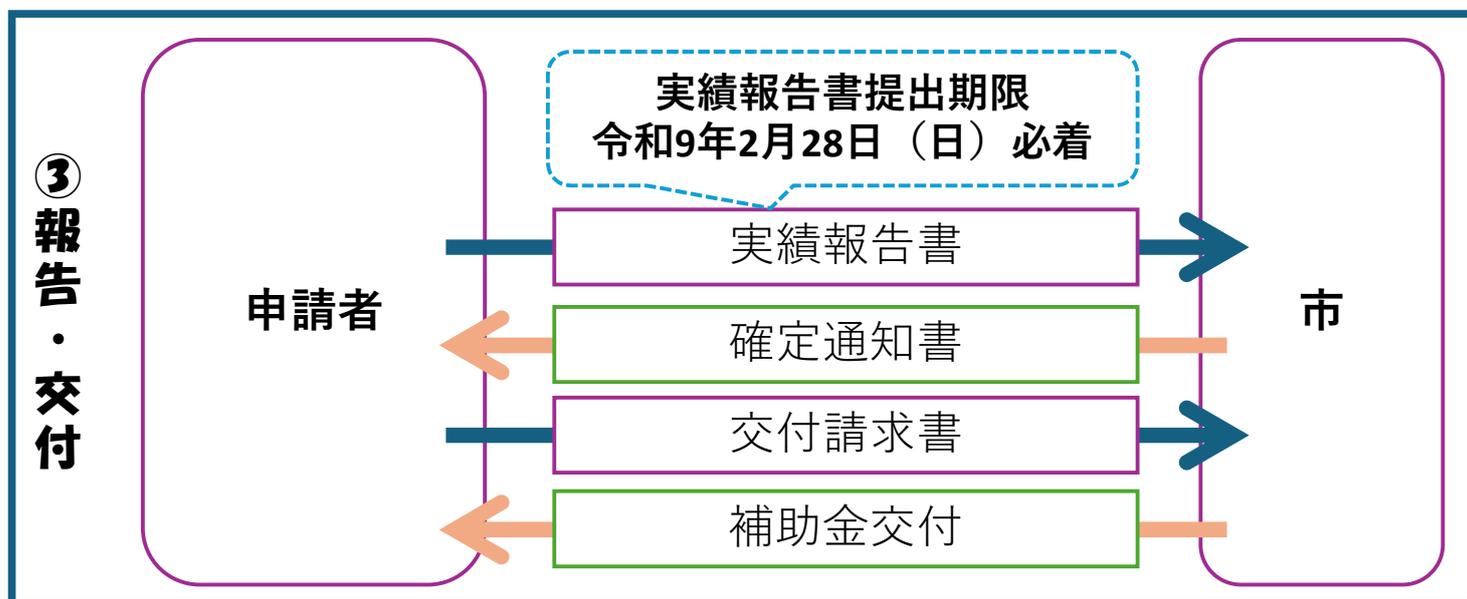
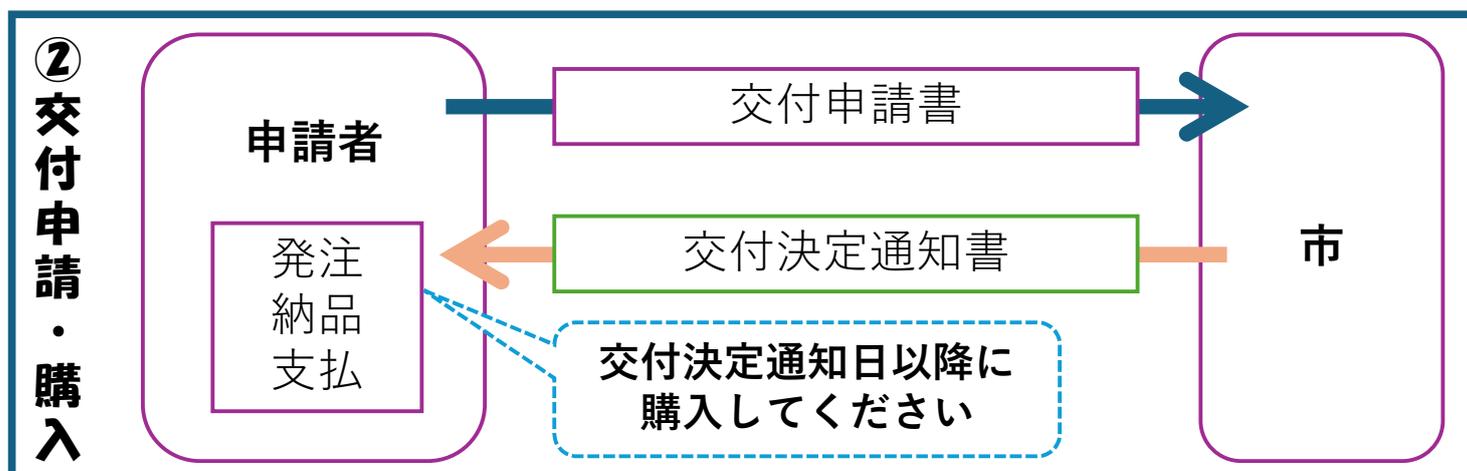
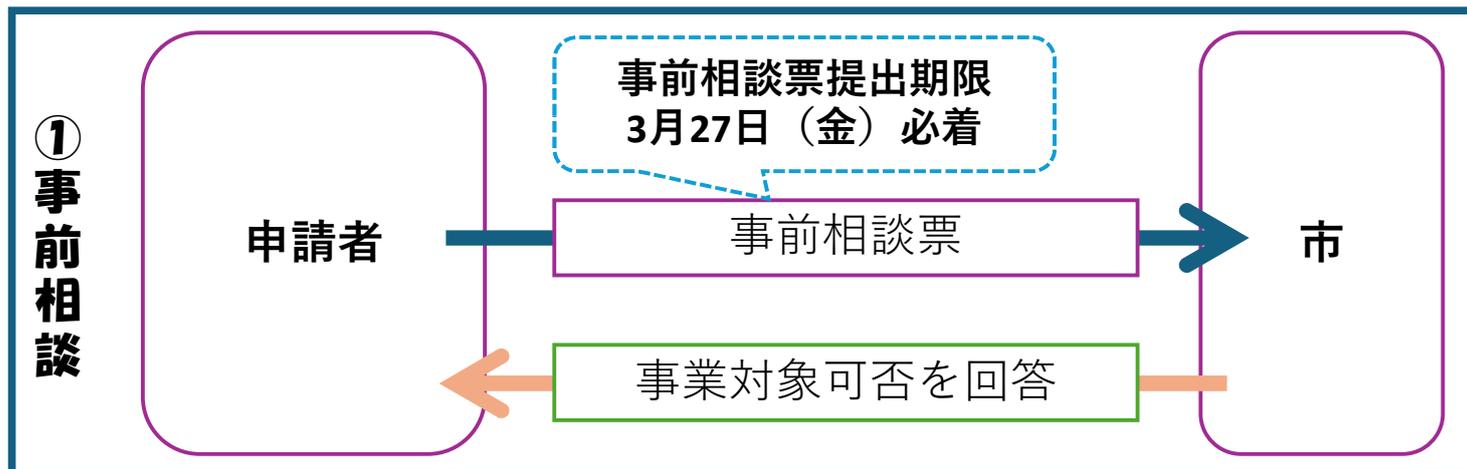
周南市 産業振興部 農業振興課

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 Eメール：noshin@city.shunan.lg.jp

TEL：0834-22-8356

申込み・申請手続きの流れ

申請の手続きは下記の①～③の順になります。



事前相談票は、フォームでオンラインによる提出ができます。

URLまたはQRコードから市ホームページにアクセスしてください。

<https://logoform.jp/form/mn2n/1460315>

